

ミヒャエル・ローレンツの『《ジュノム嬢》、あるモーツァルトミステリーの解決』

モーツァルト研究の異常接近

(神戸モーツァルト研究会 第205回例会)

野口秀夫

モーツァルト生誕250年の年、2006年3月17日から9月20日までウィーンのアルベルティーナで開催されたダ・ポンテ研究所主催の展覧会『モーツァルト：18世紀末期のウィーンにおける実験的啓蒙主義』に寄せられたミヒャエル・ローレンツの小論文『《ジュノム嬢》、あるモーツァルトミステリーの解決』^{注1}はさまざまな反響を呼び、また問題を投げかけている。概要を紹介し、問題点を論じてみよう。

1. 論文及びミヒャエル・ローレンツの紹介

モーツァルトのピアノ協奏曲変ホ長調 K.271 は《ジュノム嬢》に捧げられたと言われてきた。しかし、1778年9月11日付けパリから父宛のモーツァルトの手紙では「ぼくは3つの協奏曲、つまりジュノミ女史 [die jenomy] のための [K.271] と、リッツァウのための [K.246] と、変口長調の [K.238] とを、ぼくのソナタ集を版刻してくれたひとに、現金で売り渡すでしょう」と言っており、1778年4月5日の父宛の手紙では「ノヴェールは（ぼくは彼の家で好きな時によく食事をさせてもらっていますが）全体に目を通し、意見を聞かせてくれます。それは『アレクサンドルとロクサーヌ』という題になると思います。ジュノメ夫人 [Mad:me jenomè] も当地にいます」と報告している。またレーオポルトは1778年4月20日の息子宛の手紙で挨拶を認めるに当たりその婦人とはすでに顔見知りによく知っている風で「私とナンネルからグリム男爵様に、ド・ノヴェール御夫妻に、それにジュノメ夫人 [Md:me genomai] によろしくと伝えてください」と言っている。つまり、モーツァルト父子は彼女が既婚であると述べている^{注2}。

彼女を未婚の“フランス人のピアニスト、ジュノム嬢 [Mlle Jeunehomme]”とし“当時のもっとも有名なヴィルトゥオーザの一人”という作り話を創作したのはフランスのモーツァルト研究家テオドール・ヴィゼワとジョルジュ・ド・サン＝フォアであり、彼らが伝記の中でモーツァルトを指すのに“ジュノム [jeune homme]”（若い男）を好んで使っていたことからのこじつけでもあるとローレンツは言っている。

この幻の女性がウィーンの商人ヨーゼフ・ジュナミ [Jenamy]^{注3}と結婚したヴィクトワール・ノヴェールという女性だったことをローレンツが2003年5月に突き止めたというのである。1768年9月11日付け聖シュテファン大聖堂での婚姻台帳が発見されている。論文にはその3日前に契約された結婚契約書原本のファクシミリが載せられており、“婚姻者の父 [comme père de l' épousée]”として当時最も重要な舞踏家で近代舞踊の創設者とみなされていたジャン＝ジョルジュ・ノヴェールがサインしている。彼の1767年から1774年に至るウィーンでの活動は彼の絶頂期を形成し、この都市をヨーロッパのバレエ芸術のセンターに押し上げたと言われている。これで有名なノヴェールが10年後にパリの彼の家でモーツァルトに好きな時に食事をさせたことや、ミステリアスな婦人“ジュノメ”が出入りしていた理由が分かるとローレンツは言う。従来、ノヴェールの文献においてヴィクトワールの存在は一切知られていなかったが、ローレンツは彼女がノヴェールの最初の子供として^{注4}、1749年1月2日に生まれ、同日シュトラスブルクの教会でルイ＝アンリ・バラール及びヴィクトワール・ド・フレズネ・ブルンをそれぞれ代父・代母とし、ルイーズ＝ヴィクトワールの名前で洗礼を受けたという記録も発見している [バーラン県アーカイヴの資料請求番号が参照されており追跡可能。ファクシミリの記載がないのは不満であるが]

1773年2月17日ケルトナートール劇場でノヴェールを称える音楽会が開催され、10日後の新聞が「彼は『アガメムノンの復讐』と大きな英雄的・軍隊的なコントルダンスで大いに期待通りの手法を見せてくれた。彼のお嬢さんはクラヴィーア協奏曲を芸術性に富み巧みに演奏した」と報告している（この記事は劇場年鑑にも引用されたがモーツァルト研究家は見逃してきた）。カール・ツィンツェンドルフ伯爵もこの夕べの聴衆であったが彼の

日記にはノヴェールの娘については何も書かれていないとローレンツは言う^{注5}。また『ヴィーンにおけるジャン=ジョルジュ・ノヴェール 1767-1774 年』という 1937 年の論文でマキシミアン・シュルツが「ノヴェールはヴィーンの暮らしに馴染んでいるが、一方で彼の妻と娘（有名なピアニストである）は馴染んでいない。二人の婦人はおそらく孤独であつたらう。ノヴェールはヴィーンでの船出を喜んでいた」という件を引用しているが、最後に「ヴィクトワール・ジュナミは明らかに演奏家を職業とはしていなかった。今のところさらなるピアニストとしての公な演奏会記録は見出せていない」と結論付けている [“有名な”ピアニストと根拠なくうっかり紹介してしまうものである]

そしてローレンツはヴィクトワールがザルツブルクで 1777 年にモーツァルトから彼女のピアノ協奏曲を受け取ったのは、彼女がパリの両親に会いに行く途次であつたが、彼女が夫の許に帰ったという事実を参照できるものは存在していないと言い、彼女の夫の伯母や継母の遺言 [両者ともにヴィーン市公文書館の資料請求番号付記] において彼女が考慮に入れられていないことや [夫の(?)] 徴兵票 [出典明記なし] にも彼女の名前がないこと、ヴィーン時代のモーツァルトが彼女に言及していないことをその状況証拠として挙げ、「彼女がヨーゼフ・ジュナミから去つたのはおそらく彼の会社の没落が原因と思われる。1771 年後暫くして倒産している」と言っている [但し倒産の出典は明記なし]

「1804 年 2 月 8 日、ヨーゼフ・ジュナミの伯母が唯一の甥に 30,000 グルデンの価値のあるザイラーガッセの家と 8,900 グルデンと見積もられることになるオッタクリングの農場を遺産として残したためジュナミは“農場オーナー”と名乗り、別荘を建て、それにより彼はまたもや負債を背負うことになった [これについては伝記資料を参照している] ヴィラ・ジュナミ (オッタクリング・シュトラッセ 235 番地) は現在荒れ果てているが貴重な建造物であるため改装されることになっている」という^{注6}。

ヨーゼフ・ジュナミが 1813 年 2 月 4 日に 66 歳で再婚する前に、聖ペーター教区に前妻の死亡証明を 1812 年 9 月 5 日付けで提出している。教区は彼女の名前を婚姻台帳に記録していないためそれが亡くなった妻ヴィクトワール・ジュナミに関連しているのかどうかははっきりしないが、ヨーゼフ・ジュナミが 3 回結婚したという記録はヴィーンに無いこと、ヴィクトワール・ジュナミが亡くなったのはヴィーンでもオッタクリングでもないこと [出典を明記していない] を挙げつつも「いつどこでヴィクトワール・ジュナミが亡くなったかは分かっていない」と慎重な態度を採っている。[前妻の死亡証明が婚姻台帳に書かれているのか別物なのか判然としない。婚姻台帳の資料請求番号は明記されている。]

最後に「モーツァルトは 1777 年にパリのノヴェールの仲間たちに印象付けるための“音楽の名刺”をジュナミに託すという特別なチャンスを得た：協奏曲の第 3 楽章のゆっくりとしたメヌエットは有名な舞踏家のほのめかしである。しかしまだ疑問が残っている：1773 年にモーツァルトはヴィクトワール・ジュナミとどのような付き合いをしたのか？ピアノ協奏曲 K.175 が 1773 年に作曲されているが上記との関係は無いか？ジュナミが 1773 年 2 月 7 日にケルトナートール劇場で演奏したのはどのピアノ協奏曲か？サリエリがこの年に 2 曲のピアノ協奏曲を作曲しているのは偶然か？最後に：ヴィクトワール・ジュナミがヴィーンを去りパリに行った後の動静はいかなるものか？彼女はどこで亡くなったのか？研究はまだ長く、尽きるところを知らない」と締めくくっている。

ローレンツは上記の論文に先立って 2004 年には『オーストリア音楽時報 3-4』に、2005 年 1 月には米国モーツァルト協会のニュースレターにジュナミ発見の概要を発表しているが、われわれ日本人が知ったのは 2004 年 3 月 24 日付けニューヨークタイムズの記事によってであろうと思われる^{注7}。それが余りに簡略に過ぎたため福地勝美氏が論文の有無をローレンツに問い合わせ、一旦は『アーリーミュージック』2005 年 2 月号に掲載予定との回答を得ておられたが実現せず^{注8}、結局英語での発表は上記ニュースレターのみとなった。

自身のウェブサイトによればローレンツは『シューベルトの仲間たちの研究』でヴィーン大学の博士号を 2001 年に取得しており、専攻は 18 世紀音楽；モーツァルト、シューベルト；古文書・文献研究、チェス及び登山家の歴史である。国際フランツ・シューベルト研究所の代表 (2001-05)、ヴィーン大学科学職員 (2004-07)、エステルハーゼ基金のフリーランス学者 (2007-08) を歴任している。論文は多く、モーツァルト関連ではフライシ

ユテットラー、ジュースマイヤー、アウエルンハンマー、プロイヤー、シカネーダーに関するものが数えられる^{注9}。

2. 問題点1：記述の不明確さと矛盾

米国モーツァルト協会のニュースレターはウェブサイトで見ることができる^{注10}。2004年時点の記事であるのにも拘わらず不思議なことに前述の2006年の論文にはないニュアンス・情報が紛れ込んでいる。それは「1813年のヴィーンにおける資料が証明するのは彼女[ヴィクトワール]には子供がなく1812年9月5日に亡くなったことである。しかし、どこで亡くなったかは不明である」という記述である。ここでの死亡日についての断定が論文では慎重な言い回しに変わったのは良いとして、“子供がなく”という情報が論文で消えているのは何故だろうか。根拠がない情報ゆえ取り消したのだろうか。一方で彼のウェブサイトには断りなく改訂されたニュースレターがあり当該部分の後半のみ現在以下の通り差し替えられている^{注11}：「彼女が亡くなった場所は2007年に突き止められた。彼女の伝記の詳細は近著で明らかにされる」^{注12}。ここで疑問が起こる。“子供がなく”という情報と死亡日・場所についての情報が一緒に2007年に確定したのかどうかという点である。後述することになるが、ここには情報の出し惜しみと軽口が同居しているように感じられる。

また、ニュースレターではヴィクトワールが“裕福な[wealthy]”商人と結婚したと紹介されたまま改訂されていないが、論文と矛盾している^{注13}。これもうっかりの一例であろう。さらに前述のヴィラ・ジュナミ関連のウェブサイトがヨーゼフ・ジュナミを“卸売り商人”と紹介していることにローレンツはダメを出し、同サイトの投稿欄に「ヨーゼフ・ジュナミが卸売り商人であったことはない。1776年まで彼は布の販売人でありその後倒産し、小規模事業(家具商)を細々と営んだ」^{注14}と記入している。このことはしかし論文には書かれていないし、“1776年後の倒産”と論文の“1771年後暫くして倒産”が矛盾している。

もちろんローレンツは論文では極力出典の明記を心がけていたし、謝辞も忘れていない。1774年の劇場年鑑についてはJohn Rice氏に、ヴィーン市古文書館ではDavid Black氏に、シュトラスブルクの古文書館については資金提供をしてくれているMusic & Letters Trustに謝意を表明している。しかし、明記されていない出典や上記のようないくつかの疑問点も残っている。さらには次のように彼の論文に対する問題提起もなされてきている。

3. 問題点2：アイデアの供与を受けた事実と謝意

発端は『アーリーミュージック』2008年5月号に載ったローレンツ自身の奇妙な投稿であった^{注15}。この投稿でローレンツはピーター・プランスコムが2007年の同誌に書いたパウル・バドゥラ=スコダ演奏によるK.271の録音評：「この曲はバドゥラ=スコダ自身のライナーノートにあるように、(ミヒャエル・ローレンツの研究及びそこには明記がないが

リチャード・モーндラーの研究結果判明した)ヴィーンの一家の名に因み“ジュナミ”協奏曲と称する」という記述に異議を唱えた。ローレンツ曰く：「バドゥラ=スコダが参照したのは私の3つの発表ドキュメントであり、モーндラーがこの謎をいくつかの点で解こうとし、2005年6月8日にヴィーンの歴史協会で発表したことも私は知っているが、彼は同定に至っていないし研究・出版も極めて少ない」と挑戦姿勢満々なのであった。

これに対し、モーндラーは黙っていなかった。早速『アーリーミュージック』2008年8月号に反論が載った^{注16}。要旨は以下のとおりである：「私は18世紀ヴィーンにおける鍵盤楽器に関する本を書くための資料を探していたときにヴィーンのジュナミ一家を参照する機会があり、モーツァルトのジュノミがジュナミの綴り間違いではないかとの疑問を抱いた。1997年4月に家系図を作成、オックスフォード大学のOU(Open University Music Department)の講義で発表し、その原稿をマンフレート・ヘルマン・シュミットやヴァルター・ブラウンアイスに送った。また、ヴィーン市公文書館を訪問しヨーゼフ・ジュナミの父フランツを含む3人の残存書類を吟味した。さらにモーツァルテウムメンバーも私が研究していたことを知っている。2003年には件のローレンツとコーネル大学で出会い私

のジュナミ論を述べたが、彼には初耳だったようで彼は何も言わなかった。翌年彼からジュノミがルイーズ=ヴィクトワール・ジュナミ、旧姓ノヴェールであると知らされ、私は直ちにそのことをピーター・ブランスコムに伝えたのだ。ローレンツは続いて 3 つの記事・論文を出したが、最初の 2 つは裏付けエビデンスに乏しく、最後の 1 つは既に絶版であり、現在では原典に接することが難しい不確かな状況となっている^{注 17}。ローレンツの研究は間違っていないと思うし、最近私も彼の結論を引用しているのだが、彼に願うのは、彼の説のエビデンスを示し、ルイーズ=ヴィクトワール同定の協力者名を明示してほしいことである。そして最後に“リチャード・モーダーのサジェスチョンに従って”というような注記をしてくれさえすれば私としては完全に満足なのだが...

もうひとつアイデア提供の疑問を述べておく。ジュノム嬢という名前を創作したのがヴィゼワとサン=フォアであり、モーツァルトを指すのにジュノム(若い男)を好んで使っていたことからのこじつけであるというのは、吉成順氏が 1991 年 8 月に『ユリイカ』臨時増刊「モーツァルト」で発表した内容であり、氏のウェブサイトにも英文要旨とともに当時から公開されていた^{注 18}。ローレンツがこのことを知っていたのは間違いない。何故なら、福地氏の情報によれば吉成氏が面識のないローレンツから、ニューヨークタイムズの記事を添付した e メールを受け取ったとのことだからである^{注 19}。ローレンツは吉成氏に対してもアイデア提供の事実と謝意を示すべきではないだろうか。

4. 問題点の解消は読者の手で？

ローレンツの矛盾や不明確さを少しでも補おうとウェブでいくつか調べてみた。

ヴィクトワールがヴィーンあるいはヴィーン周辺(オッタクリングを含む)で亡くなったのでないことは今日日本在住の素人でも容易に確認することが可能である。当時のヴィーン新聞にはヴィーン市内外の死亡者の記事が逐次掲載されていた。1812 年 9 月 5 日の死亡が正しいなら新聞社のウェブサイトのアーカイブでその数日後における死亡記事にヴィクトワール・ジュナミが見出せないことを確認するだけで完了である^{注 20}。

さらには、Jenamy と Noverre をキーワードとして検索すると意外なことが出てくる。それはフランス政府発行の官報(法令布告集)第 509 号であり、通し番号 9407 に次のような驚くべきことが書かれている:「帝国布告;ジュナミ氏の妻ことノヴェール婦人の遺産 2,400 フラン^{注 21}をピュイ・ド・ドーム県ロマニヤ村の貧困者のために受理することを認可する(サン・クロー、1813 年 6 月 15 日)」。そして官報末尾には国璽と司法省大臣の署名が付されている^{注 22}。ここでのジュナミはヨーゼフを、ノヴェールはヴィクトワールを指しているとみて間違いないと思われる。ではこれから何が分かるであろうか。

まず、なぜ官報に載せられたかである。それは当時施行されていたナポレオン法典の第 910 条「病院のための、市町村自治体の貧困者のための、または公共設備の設立のための生前または遺言による処理は、政府の裁決による認可無しにはその効力を発揮しない」という条文に従ったからである^{注 23}。これはヴィクトワールが少なくともナポレオン法典の影響下で生活していたということである。すなわちローレンツの言うように夫とは別居していた。

官報の表記“ジュナミ氏の妻ことノヴェール婦人 [D(am)e Noverre, épouse du S(eu)r Jenamy]”から分かることはノヴェール婦人が亡くなったときにジュナミ氏は生存していたということである。もしノヴェール婦人が寡婦であったなら épouse の代わりに veuve となることが通し番号 9609、9610 や 9849 の例から明らかだからである。官報に記載される時に一般市民の名は姓のみで表記され、既婚婦人には旧姓が使われた。これは結婚すると戸主の戸籍に入籍となる日本の戸籍制度と異なり、個人の登録が維持されるフランスの戸籍制度(身分登録制度)によるものと思われる^{注 24}。また夫婦別姓が慣行でないことはモーツァルトが“ジュナミ夫人”と呼んでいたことから分かるものの、注意深く見れば戸籍上の姓は“ノヴェール婦人 [Dame Noverre]”であって“ジュナミ夫人 [Dame Jenamy]”ではないことが理解できるのである(フランス語の dame は未婚既婚を問わず使うことができる)。さらに、姓だけで人物を同定できたのかどうかは、認可の申請を受理した市町村窓口には住所氏名などを記載した書類が提出されているであろう。われわれのしているのは官報の方であって、記載情報は簡略化されており認可の事実には重きが置かれているものと

思われる。以上から、この表記はヴィクトワールが旧姓に戻って生活していたという証拠にはならないばかりでなく、むしろ生涯ジュナミ氏の妻として婚姻簿に登録されていたことを改めて納得することになるのである。ヴィーンで外国人と結婚するに当たってはナポレオン法典の第 170 条「外国におけるフランス人同士の、またフランス人と外国人の結婚は、その国が定める形式で挙式契約された場合に有効である」で保証されていた。そして第 214 条で「妻は夫とともに居住し、夫が居住するに相当とするところにはどこでも夫に従う義務を負う」と謳われ、一方、第 227 条では「合法的な離婚で結婚を解除できる」と書かれ、その条件の一つが第 233 条の「法に基づいた方式で、日常生活が耐え難いことを十分に証明し、相互にしっかりと同意し、断固とした離婚の原因があること」であった。ヴィクトワールの別居は離婚を覚悟の上だったのである。それにもかかわらずジュナミ氏が離婚しなかったのは、カトリックの国であるヴィーン側の法律に起因しているものと思われる^{注 25}。別居の原因はローレンツの言うように夫の経済状況にあったのであろう。

では、ヴィクトワールの生活費はどうだったのであろう。夫からの仕送りは若干あったかもしれないが、ここでは遺産の額の多さを問題にしよう。

第 220 条には「妻が夫とは独立した商売をしていれば、その収入は妻のものとして認められる」とある。彼女はピアニストとして活動したかもしれないが、その収入は微々たるものであったろう。では商売をして財産を築いたのだろうか。それはありそうにない。その才があれば経済的に頼りない夫の許で協力できた筈だからである。

夫は倒産したのち 38,900 グルデン（今日の日本円に換算して約 4 億円）に相当する遺産相続により立ち直っているの、その特有財産の一部を別居の妻に配分した可能性は、（その後すぐに別荘を建て負債を負ったということからきわめて低いと思われるが、）全くありえないことではない。

しかし、最もありうる資金源は彼女の特有財産となる父の遺産である。「ノヴェールは蓄えを革命によってすっかり失い、パトロンの多くも刑場の露と消えた。かなりの貧困に苦しんで彼はフランスへ帰ってサンジェルマンに引きこもり、そこで 82 歳で没した」という解説も見られるが^{注 26}、これはモーツァルト貧困説と同様検証が必要であり、実態を正確に述べているとは思えない。財産の処分と取得については第 217 条で「妻は、帰属不明財産であろうと特有財産であろうと、[中略] 財産所有権の責任を負う負わないにかかわらず、取得することを、夫とともに法令に従うか、文書で夫の同意を得ない限りできない」となっている。これは問題で、相続するためにヴィクトワールは夫から文書による許可をもらう必要があった。別居中の彼女は夫に連絡を取った筈である。ローレンツは論文中で「彼女の父がサンジェルマン・アン・レーで 1810 年 10 月 24 日に亡くなったとき、表向きには子孫がいなかったという^{注 27}。しかしこれは別の文献の記述とは矛盾する^{注 28}」と気になることを述べている。ヴィクトワールの弟妹は彼女が父から遺産相続することが大っぴらになるのを控えたようである。このことはヴィクトワールがノヴェールの伝記に一切現れてこないこととも関係があるかもしれない。

ともかくもヴィクトワールが父の遺産を受け取り、3 年後にその残り分が遺贈されたという可能性は非常に高いと思われる。第 905 条には「結婚した女性は生涯に亘って夫の協力もしくは特別な同意なしに、または法で認可されることなしに、贈与を行ってはならない」とあるが、唯一の例外として「遺言にて処置しようとする場合は、夫の同意も法の認可も不要である」と書かれている。したがってヴィクトワールの遺言からは彼女の本音が初めて読み取れるものと思われる。彼女はその遺産を借金に喘いでいる夫に遺すこともできたが、あえて自治体の貧困者のために遺すことを自ら選択した。夫ヨーゼフは妻の伴侶としての役割を疾うに終えていたことがこれから分かるのである。

布告の出されたサン・クローはパリとヴェルサイユの中間に位置する都市であり当時は司法省がここにあったものと思われるため、この地と彼女との関連は特にならぬであろう^{注 29}。ロマニャはオーベルニュ州、ピュイ・ド・ドーム県の山間部にあり、現在でも人口 9,000 人そこそこの村である^{注 30}。それゆえ何故ロマニャに遺産を贈与したのだろうかというのは大きな疑問である。ヴィクトワールがロマニャに住んでいたという可能性もまったくゼロではないが^{注 31} 遺言にロマニャとは書かれておらず贈与だけを指定して、遺言執行者が

市町村の窓口と相談してロマニャを選んだ可能性が高い。

1813年に遺産の贈与が認可・布告されていることからその半年ほど前にヴィクトワールが63歳で亡くなったと推定することは妥当であろうし、また亡くなった地がナポレオン法典の及ぶ範囲であったことは間違いない。客死でない限りそれはナポレオンの統治するフランス帝国内であったであろう。

6. ローレンツからの最新情報

最後にローレンツとコンタクトを取り入手した最新情報を報告する。含蓄深いものがある。以下、一問一答である^{注32}。

N：2007年の成果を含んだ伝記は既に発表されているのか。

L：あなたはジュナミの伝記を書くのが私の定職だと思っているようだが、そうではない。彼女とその父の家族に関する私の詳細に亘る研究は既に何年も要しており未だ完成していない。何故なら専門の仕事の傍らこの仕事をしているからだ。学者の道は高速道ではない。研究や出版には外部の基金^{注33}が頼みであって、それが学者の時間と海外出張を可能にする。遠地からの研究達成は不可能なのである。ただし、ジュナミの死亡証明のオリジナルを手中にしたということだけは言うておく[ヴィクトワールのことをジュナミと言っているので彼は『ヴィクトワール・ジュナミの伝記』を書く計画のようだ]

N：ディジョンオペラのプログラム^{注34}ではヴィクトワールが1812年にウィーンで亡くなったと書いている。このような早とちりを防ぐために出版前であってもどこで亡くなったかを知らせるべきではないか。

L：プログラムノートの記載はその作者の創作だ。私の記事・論文を正しく読めばジュナミがウィーンで亡くなったのではないことは分かるはずだ。

N：1814年版『官報（法令布告集）』の存在は知っているか。

L：その官報は2004年時点にはまだGoogle Bookでデジタル化されていなかったもので、論文では参照していない。もちろん私は2年前に既にロマニャに出かけて調査を完了している。ヴィクトワールはロマニャで亡くなったのではない。ロマニャからの有用な情報は期待できないと思ったほうがよいだろう。

7. まとめ

ローレンツの論文をめぐり研究活動が抱える微妙な問題を考察した。複数の研究者が同じテーマを持つ研究者に無意識・意識的を問わず異常接近している。ある研究者が近づけば、ある研究者は気付いて遠ざかるうとする。類似の状況について、奇しくもジャン＝ジョルジュ・ノヴェールはその著『舞踊とバレエについての手紙』でこう言っている：「自尊心なるものにより、芸術家たちは互いに知り合ったり相談し合ったりすることなく、むしろうまく互いを避け合おうとするのである」^{注35}。

研究者にも言い分があろう。最終論文まで発表を控えるのは契約したスポンサーへの配慮であろうし、軽口の数々は将来のスポンサーへのアピールかも知れない。また、出典の存在を仄めかして内容を出し惜しみするのは後続研究者への牽制であろう。しかし、これらばかりが目立っては読者不在の論文（ウェブサイトを含む）となってしまう。重複研究やエビデンスの秘匿により研究成果を待っている読者に不利益となってしまうように、研究のテーマ共有・分割、エビデンスの共有を図り情報を透明化し、各々の専門分野に特化した研究を進め、速やかに成果を出すという動きが必要ではないかと思われる。ローレンツの研究はさまざまな物議を醸している一方、興味深い研究課題を提示している。ローレンツからはもちろん、複数の研究者からの成果も期待したい。

* 福地勝美氏の研究に敬意を表明するとともに情報提供に深謝する。

注記

注1：Michael Lorenz: *Mozart. Experiment Aufklärung im Wien des ausgehenden 18. Jahrhunderts.* Essayband, pp. 423-29, Hatje Cantz, 2006.

注2：W. A. Bauer / O. E. Deutsch / J. H. Eibl (hrsg. von): *Mozart. Brief und Aufzeichnungen.*

Gesamtausgabe, 8 Bde., Bärenreiter, Kassel etc., 1962-2005. 邦訳は海老澤敏・高橋英郎編訳『モーツァルト書簡全集』全6巻、白水社、1976年～2001年を参照した。白水社版ではモーツァルトの手紙を高橋英郎氏が担当し、レーオポルトの手紙と解説・注を海老澤敏氏が担当している。そのためチグハグな対応が散見される。モーツァルトの手紙の“Mad:me jenomé”を高橋氏は《ジュノム嬢》と訳し、海老澤氏が注に「モーツァルトは《ジュノム夫人》と書いている」としている。海老澤氏は監修の立場にないため高橋氏訳を修正する権限がなく、注で^{かわ}躲さざるを得なかったものと思われる。もうひとつのモーツァルトの手紙で再び高橋氏は“die jenomy”を《ジュノム嬢》としているが、今度は海老澤氏の注は付けられていない(《ジュノム女史》では意識過ぎるからか)。当然レーオポルトの手紙の“Md:me genomai”を海老澤氏は《ジュノム夫人》と訳している。しかし、ジュノム夫人ではなくジュノム夫人と発音するのも中途半端なものである。一次資料の翻訳に関してはオリジナルに忠実に写してほしいものである。

- 注3：“Jenamy”の発音をモーツァルト父子がどう聞き取ったかを以下のように捉え、それをカタカナ表記した：レーオポルトが“genomai”と書いていることから語頭はドイツ語読みの“イエ”ではなく、フランス語読みの“ジュ”であろう。また、第二母音をモーツァルト父子は“no”で表記しているので第2シラブルにアクセントの無いフランス語読みで紹介されたのを聞き取ったに違いない。モーツァルトフォーラムのアン＝ルイーゼ・ロカリーニ氏によればフランス語ではこれを3つのシラブル均等に“ジュナミ”と読むとのことだからである。ロカリーニ氏に謝意を表す。なお、ローレンツによればジュナミ家はフランスのサヴォワ出身である。
- 注4：ローレンツは言及していないがヴィクトワールの母親はマリー＝ルイーゼ・ノヴェール、旧姓ソヴェールである。
- 注5：ツィンツェンドルフはこのタペに上演された『復讐するアガメムノン』(アスペルマイヤー作曲)についてのみ言及している(http://www.mozartforum.com/VB_forum/showthread.php?t=1042 の2005年6月21日付けローレンツの投稿#4を参照)。
- 注6：ウィーン市中心から5kmほど西に位置するオッタクリングに現存するヴィラ・ジュナミは若き建築家の名前に因みコルンホイゼル・ヴィラとも言われている。修復前の写真を見ることができ(<http://commons.wikimedia.org/wiki/Kornh%C3%A4usel-Villa?uselang=de> を参照)、建物中央部の塔はオリジナルではない(http://www.mozartforum.com/VB_forum/showthread.php?t=1042 の2005年6月20日付けローレンツの投稿#1を参照)。2008年10月16日のウィーン市役所の発表によれば、改修が完了し、1階がカフェレストラン、2階が医療センターになり、特徴的な中央の塔が残された修復となっている(<http://www.wien.gv.at/vtx/rk?SEITE=020081016014> を参照)。
- 注7：福地勝美氏の『《ジュノム協奏曲》に関するNYT記事(2004.3.24)の試訳』を参照。
(<http://www.asahi-net.or.jp/~tk2k-fkc/jvuno.htm>)
- 注8：福地勝美氏の『ローレンツ氏からのメール《ジュナミー協奏曲》その後』を参照。
(<http://www.asahi-net.or.jp/~tk2k-fkc/Lorenz.htm>)
- 注9：ローレンツのウェブサイト参照。(<http://members.aon.at/michaelorenz/>)
- 注10：ローレンツのTHE JENAMY CONCERTOを参照。
(<http://www.bigpedia.com/encyclopedia/Jenamy>)
- 注11：福地勝美氏の『ローレンツのホームページ改訂の情報提供について』を参照。
(<http://www.enpitu.ne.jp/usr10/bin/day?id=103099&pg=20081030>)
- 注12：ローレンツのTHE JENAMY CONCERTOを参照。
(<http://members.aon.at/michaelorenz/jenamy/>)
- 注13：論文では「父親が残したジュナミの会社の財産目録は大きな財務的問題を浮上させた。何年もの間ヨーゼフ・ジュナミと継母との間で無益な論争が続いた。このようなことからジュナミとヴィクトワール・ノヴェールとの結婚において花婿側が気前のよい契約をすることができたかどうか疑わしい」とローレンツは述べている。
- 注14：Wohnen für Generationen (<http://derstandard.at/?url=?id=2703422>) の2006年12月21日付けローレンツの投稿を参照。
- 注15：Michael Lorenz: *Mozart and the so-called 'Jenamy Concerto'* in Early Music Vol. 36 (2), p.349
- 注16：Richard Maunder: *Mozart's 'Jenamy Concerto'* in Early Music Vol. 36 (3), pp. 513 – 514
- 注17：注1のエッセイ集はまだ絶版にはなっておらず入手は容易である。
- 注18：吉成順氏のウェブサイト「ジュノム嬢の伝説」を参照。
(http://homepage3.nifty.com/jy/essays/mz_jeunehomme.htm)
- 注19：福地勝美氏のウェブサイト参照。(<http://www.asahi-net.or.jp/~tk2k-fkc/esseayk271.htm>)
- 注20：Austrian Newspapers Online 『ウィーン新聞』を参照。
(<http://anno.onb.ac.at/cgi-content/anno?aid=wrz>)
- 注21：1803年、フランス革命暦の月の名[芽月]にちなんだ金貨「フラン・ジェルミナル」が発行さ

れた。この貨幣は 9/31g (290.32mg) の純金であった。これ以降、金貨と銀貨を基準にし、相互に交換可能な貨幣制度(金銀複本位制)が確立する。この制度は、1864 年まで続いた。

(<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%BB%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3&oldid=23936952>)

現在の金相場は約¥2,500/g ゆえ 1813 年当時の 1 フランは 725 円と計算されるが、当時と比較し今日の日本の生活レベルを約 5~10 倍と換算すると、2,400 フランは約 870~1,740 万円相当となる。

注 22: 『ナポレオン法典(1804 年公布)』(France, George Spence 英訳: *Code Napoleon; Or, The French Civil Code*, Benning, 1827 を参照)

(http://books.google.at/books?id=7dIPAAAAYAAJ&printsec=titlepage&as_brr=3&hl=ja)

注 23: ナポレオン法典の戸籍制度は、(1)登録簿を「出生」・「婚姻」・「死亡」に限った、(2)登録簿の管理は市町村の戸籍吏が行う、(3)「出生簿」・「婚姻簿」・「死亡簿」はそれぞれその身分変動があった場所で保管される、というものであった。この制度は日本と異なり同一人の身分関係を登録簿によって知ることが不可能であり、相続において重大な支障を生じた。

(http://www.asahi-net.or.jp/~xx8f-ishr/koseki_france.htm)

注 24: ジャン=ジョルジュ・ノヴェール著 小倉重夫/ダン・ケニー/青井陽治訳 『舞踊とバレエについての手紙』春秋社、1968 年。小倉重夫による「まえがき」の 5 ページ参照。

注 25: ナポレオン法典の離婚条項は 1816 年に王政復古によりカトリックの支配が復活するとともに 1884 年まで廃止された。

注 26: ピエール・トゥガル著 『ジャン=ジョルジュ・ノヴェール』、31 ページ、ベルリン、1959 年を挙げている。

注 27: ヴィルヘルム・プファンクーフ著 『ノヴェール』(フリートリヒ・ブルーメ編 『歴史と現在における音楽』第 6 巻所収) 1734 ページ、カッセル、1961 年及びデリク・リンハム著 『騎士ノヴェール、現代バレエの父』、42 ページと 70 ページ、ロンドン、1950 年を挙げている。

注 28: *Bulletin des Lois de l'Empire Français*, 4. série, a Paris, de l'Imprimerie Imperiale, Janvier 1814 を参照。(<http://books.google.at/books?id=QogxAAAAIAAJ&pg=PA8>)

『官報(法令布告集)』はフランス革命中に人々を治める“法令、布告および規定集”として創出された。それはフランス革命暦 II 年霜月 14 日(1793 年 12 月 4 日)のことだった。テロによる恐ろしい流血の恐怖の中で国民公会と公安委員会は、各方面(特に地方)に分散している官庁を誘導し、また彼らと協調するためには、彼らがパリでの新規議決事項を得ることができる機関紙を作ることが必要と感じた。この目的で『官報』は創出された。この出版物がすべての都市に向けて送られたかどうか特別にチェックされた。最初の官報(法令布告集)は、やっと 1794 年 5 月に発行された。

(http://en.wikipedia.org/wiki/Bulletin_des_lois)

注 29: 1804 年に皇帝になったナポレオンはサン・クロー宮殿に好んで居住していた。それゆえナポレオンの政府を“サン・クロー政府”ともいう(Lewis Cass: *France, Its King, Court, and Government; and three Hours at Saint Cloud by an American*. Edition 2, p.186, Wiley and Putnam, 1841 を参照)

(http://books.google.co.jp/books?id=iXy0vZ6sM2IC&printsec=titlepage&as_brr=3)

それに先立ち 1799 年 11 月には、五百人委員会(Conseil des Cinq-Cents)と元老会(Conseil des Anciens)の両院がジャコバン党から逃れるためにナポレオンの軍に守られてパリからサン・クローに移動している(David Nicholls: *Napoleon: A Biographical Companion*, Edition: illustrated, annotated, p.40, ABC-CLIO, 1999 を参照)

(http://books.google.at/books?id=iXy0vZ6sM2IC&printsec=titlepage&as_brr=3&hl=ja)

注 30: ロマニヤ村はミネラルウォーターのボルヴィックで有名な Volvic 村から 16km 南に位置する。

(<http://fr.wikipedia.org/wiki/Romagnat> 参照。)

注 31: ピュイ・ド・ドーム県の古文書館とロマニヤ村役場に 1812 年 9 月 5 日直後の新聞を参照できるアーカイブの所在、および当時の教会における死亡台帳の所在を問い合わせているが梨の礎である。

注 32: 2008 年 12 月 14 日から 16 日にかけての e メール。ローレンツ博士の迅速な回答に謝意を表す。

注 33: ローレンツは上記注 13 の締めくくりに「このクラシック期の女性演奏家に関する現在進行中の研究は Music & Letters Trust に寛大にも支援して頂いている」と書いている(Music & Letters Trust の住所は <http://www.hotfroguk.co.uk/Companies/Music-And-Letters-Trust> を参照)。

注 34: ENSEMBLE BAROQUE DE LIMOGES Le duo Dijon vendredi 19 mai 2006.

(http://www.opera-dijon.fr/images/spect_63_programme.pdf)

注 35: Jean-Georges Noverre: *Lettres sur la danse et les ballets*, p.145, Lyon 1760.

(http://books.google.co.jp/books?id=ovATAAAAQAAJ&printsec=titlepage&as_brr=3)

邦訳は注 24 の 69 ページ。ここでの訳文は地中海学会月報 221 地中海学会大会 研究発表要旨 森立子: 『ジャン=ジョルジュ・ノヴェール再考』、1999 年 7 月から引用した。

(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/mediterr/geppo/221.html#8>)

(作成 2009 年 1 月 13 日、改訂 2009 年 2 月 15 日)